

南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 骨子（案）

現行計画

◆南丹市障害者計画

（平成30年度～令和5年度）

◆南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

（令和3年度～令和5年度）

計画の基本理念

障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる

地域共生社会のまち 南丹市

障害者を取り巻く法改正等

◇「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の公布（平成30年6月）

◇「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正（令和元年6月）

◇「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布（令和4年5月）

【令和6年4月施行分】

◇「障害者差別解消法」の改正（令和3年6月）

◇「児童福祉法」の改正（令和4年6月）

◇「障害者総合支援法」等の改正（令和4年12月）

【国の基本計画の策定】

◇「障害者基本計画（第5次）」の策定（令和5年3月）

基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

③福祉施設から一般就労への移行等

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

⑤発達障害者等支援の一層の充実

⑥地域における相談支援体制の充実強化

⑦障害者等に対する虐待の防止

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

⑨障害福祉サービスの質の確保

⑩障害福祉人材の確保・定着

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

⑭その他（計画期間の柔軟化・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化）

アンケートから得た課題や国・府の考え方を踏まえ計画を作成

◆障がい当事者アンケート調査からみた課題

- 乳幼児健診が発達障害の診断のきっかけとなっており、引き続き早期発見・早期対応への取組が重要です。また、発達障害に関する相談先の充実も重要です。
- 介護保険サービスを使っている方や医療的ケアを受けている方もいるため、介護・医療との連携を進めていくことが重要です。また、医療的ケアについては、「ケアの対応ができる人」「ケアを受けられる場所」等の体制整備も必要です。
- ひとり暮らしの高齢者が約15%となっており、見守り等の支援や取組を進めることが必要です。
- 経済状況に余裕がない方が約37%となっており、経済的な支援も重要です。
- 一般就労を希望する方の割合が前回から増加しており、就労支援の充実が求められます。障害に対する理解促進や働き方への配慮といった、働きやすい環境の整備についても進めていくことが重要です。
- 保育・教育については、進路指導や自立支援への希望が高まっており、取組の推進が必要です。
- 障害福祉サービスについては、外出支援に不足・不満が多くなっています。また、新型コロナウイルスにより、これまで利用していたサービスが使えない状況もみられ、今後の整備推進が求められます。
- 新型コロナウイルスの影響により、交流や外出機会の減少や精神的ストレスの増加がみられ、対応が必要です。
- 日常生活の中で差別や偏見を感じる方が約33%となっています。成年後見制度や合理的配慮といった制度等の認知度は上がってきてはいますが、今後も権利擁護に関する周知・啓発の推進が必要です。
- 今後の暮らし方として、在宅を希望する方が多く、在宅で暮らしていくための医療ケア等の充実が必要です。
- 相談する先がない方が少数ではありますがいらっしゃる状況の中、相談体制の充実が重要な取組です。市の広報紙をはじめとする情報発信の実施も含め、取組の推進が求められます。
- 75歳以上の介助者では、介助への疲れを感じる方が多くなっています。介助者に対する支援体制についても今後取り組んでいく必要があります。
- 災害時に困ることとして、一人で避難できない方が約31%となっており、避難時の支援が求められます。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳について「全く知らない」方が約54%と半数以上いらっしゃる中で、災害時の避難支援に関する取組の周知・発信や登録制度の充実が重要な取組であるといえます。
- 外出する際に、階段や交通機関の不便さに困っている方やコミュニケーションに困っている方が多くなっています。介助者がいれば外出できるという方も約30%いらっしゃるため外出支援の充実も重要な取組です。
- 市の取組に関して「暮らしやすい居住環境づくり」「雇用・就労の支援」「精神保健福祉施策の推進」が満足度の低い項目となっているため、今後の取組について検討・調整を行っていくことが必要です。

◆関係団体等アンケート調査からみた課題

- 人員不足について、多くの団体から意見が挙がっています。人員不足によってサービス提供が出来ないことや、新規の利用者の受け入れが難しくなるという意見も見受けられました。
- また、障害の多様化・重度化をはじめ、ひきこもりといった課題も顕在化し、課題の複雑化がみられます。対応する側としての負担も大きく、1人にかかるヘルパーの人員も多くなる状況で、人員不足により大きな影響となっているという意見もありました。
- 移動支援に関しても、多くの団体が課題として挙げています。サービスを提供していても、その事業所まで行くことができず、利用できないという例もあります。
- 相談支援の充実を求める意見も多く出ています。相談体制の充実の他、相談を受ける側の負担増に関する課題もあります。また、悩みを抱えている方へのアプローチも重要な視点として意見が挙がっています。
- 多くの団体に対して、新型コロナウイルスによる影響が出ている状況です。感染拡大によるサービスの停止や活動の中止の他、感染対策を行うことによる他業務の圧迫、サービス利用が少なくなることによって営業継続が困難になるケースも見受けられ、多様な課題・影響が及ぼされています。
- 取り組みを進めていく際に、連携していくことや情報共有していくことも重要視されており、今後の施策推進に向けた連携体制・協働体制の推進は重要な要素として意見が挙がっています。

南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要（案）

◆南丹市障害者計画 計画期間（令和6年度～令和11年度）

◆南丹市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 計画期間（令和6年度～令和8年度）

基本理念：【A案】障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合いながら共生するまち 南丹市

【B案】障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせるまち 南丹市

～みんなが役割を持ち、自己実現できる社会を目指して～

前回協議会において、
修正意見のあった箇所

【現行計画施策体系】

【基本目標】	【基本施策】	【事業項目】	【基本目標】	【基本施策】	【事業項目】
1 ともに育ち、ともに学ぶために	障がいの早期発見・早期療育 保育・教育の充実 発達障がいなどの理解と支援の充実 放課後活動等の充実 自立と社会参加のための支援	①母子保健事業の推進 ②早期療育体制の充実 ③障害児通園事業の充実 ④保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実 ⑤教育相談の充実 ⑥特別支援教育の推進 ⑦進路指導の充実 ⑧職員研修の充実 ⑨支援の必要な子どもへの対応 ⑩発達相談事業 ⑪発達障がいの理解の促進 ⑫関係機関等の連携と協働 ⑬放課後、学校休暇期間の生活の充実 ⑭放課後等デイサービス事業所の活用 ⑮進路指導体制の充実 ⑯一貫した相談体制の連携 ⑰支援ネットワークの構築	4 自立した生活をおくるために	相談体制の充実 情報体制の充実 権利擁護体制の充実 生活の場の確保 ケアマネジメントのシステムづくり	①相談窓口の充実 ②相談支援の充実 ③地域における相談活動の充実 ④相談支援体制の強化 ⑤情報提供体制の多様化 ⑥情報提供体制の整備 ⑦成年後見制度の利用促進 ⑧日常生活自立支援事業の推進 ⑨障害者虐待防止対策の強化 ⑩グループホーム事業等への支援 ⑪ケアマネジメントシステムの構築
2 働く場や生きがいの創出のために	雇用・就労の支援 関係機関の連携と多様な就労機会の創出 生きがいづくりの促進 外出・移動の支援	①障がい者雇用の理解と啓発 ②職親制度の普及・啓発 ③障がい福祉サービスにおける支援の推進 ④障害者就業・生活支援センターの充実 ⑤職場への定着支援 ⑥福祉的就労の支援 ⑦農福連携 ⑧ハローワークとの連携 ⑨教育・福祉との連携体制 ⑩難病対策推進事業の保健所との連携 ⑪スポーツ活動への参加 ⑫芸術文化活動の開催 ⑬グループワーク事業 ⑭移動環境の整備 ⑮移動支援事業の活用	5 安全で快適な暮らしのために 6 共感しあえる地域づくりのために	だれもが住みやすいまちづくり だれもが暮らしやすい居住環境づくり 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり 福祉の心・人権意識の高揚 地域のふれあい、支えあいの促進 地域ぐるみのネットワークづくりの推進	①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備 ②公共施設などの整備・改善 ③道路・交通安全施設の整備 ④公営住宅におけるバリアフリー化 ⑤各種給付・融資制度の周知 ⑥地域における交流と周知 ⑦地域における防災・防犯体制の強化 ⑧南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進 ⑨災害情報等の提供と防災意識の高揚 ⑩各種メディアの活用 ⑪「障害者週間」等の活用 ⑫相互理解の促進 ⑬関係団体等との連携の強化 ⑭地域コミュニティ・ネットワークづくり ⑮ボランティア養成講座の充実 ⑯NPO・ボランティア団体等の育成・支援 ⑰地域でのネットワーク体制の確立
3 すこやかな暮らしのために	保健・医療サービスの充実 難病患者への支援の充実 精神保健福祉施策の推進	①健康診査の充実 ②生涯を通じた健康づくりの推進 ③医療費助成制度の実施 ④医療体制の充実 ⑤リハビリテーション体制の充実 ⑥難病患者への支援 ⑦グループワーク事業【再掲】			

南丹市障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 目次構成（案）

【基本理念（素案）】

障がいのある人もない人も

ともに尊重し合いながら

安心して暮らせるまち 南丹市

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的視点
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の施策体系
- 第4章 基本目標別の施策内容
- 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画
 - 1 成果目標の設定 ※下記参照
 - 2 活動指標
 - 3 障がいのある子どもへの支援
- 第6章 計画の推進に向けて
 - 1 市民・事業者・地域等との協働の推進
 - 2 障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施
 - 3 計画の達成状況の点検及び評価
- 資料編

基本指針における、成果目標（令和8年度末の目標）に関する事項

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
 - ・強度行動障害者に関して、支援ニーズを把握した支援体制を整備【新規】
- ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労移行支援事業を利用して一般就労した人が5割以上の事業所を、全事業所の5割以上に【新規】
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【次期施策体系について】

- 次期計画の基本目標については、概ね現行計画のものを踏襲する予定です。項目順の変更や文言の変更等を行う際は、次回会議にてお示しします。
- 次期計画の基本施策・事業項目については、現在担当課にて調整中です。こちらについても、次回会議にてあわせてお示しします。